

(証券コード 7721)
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号

東京計器株式会社

代表取締役 安藤 毅
社長執行役員

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、4頁以降のご案内に従って、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、お願い申し上げます。

また、当日のご出席をお控えいただいた株主様に総会の模様を確認いただくことができるよう、本株主総会の議事進行を株主総会の翌日から当社ホームページ (<https://www.tokyokeiki.jp/>) にて動画配信する予定です。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号
当会社本店会議室

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第91期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第91期剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 大規模買付ルール（買収防衛策）の継続の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

~~~~~  
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上のウェブサイト (<http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/7/7/7721/soukai.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該ウェブサイトは、当社ホームページ (<https://www.tokyokeiki.jp/>) 経由で閲覧することも可能です。

① 事業報告の以下の事項

○会社の体制及び方針

- ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

② 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（連結計算書類の連結注記表）

③ 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもの、他、上記のインターネット上のウェブサイトに掲載された事項（監査等委員会は①、②及び③、会計監査人は②及び③）も含まれております。

◎株主総会参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<https://www.tokyokeiki.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本株主総会の事後動画配信は、出席株主様のプライバシーに配慮し、株主様との質疑応答部分など一部を削除や編集して行う予定です。

<株主様へのお願い>

◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、発熱などの症状がある場合はご来場をお控えください。

◎ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

◎会場入口付近で検温等をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本総会の運営を変更する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ (<https://www.tokyokeiki.jp/>) をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

# 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会の議決権行使を事前に行使いただく場合

### 郵送



- 同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、ご返送ください。  
なお、議案に対する賛否のご記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

#### 行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時15分必着

### インターネット



- 次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、議案に対する賛否をご入力いただき、議決権を行使ください。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

#### 行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時15分

詳細は次ページをご覧ください。

※郵送（書面）とインターネットにより二重に議決権を行使をされた場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。

## 株主総会にご出席いただく場合



- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任する場合には限られます。その際は、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

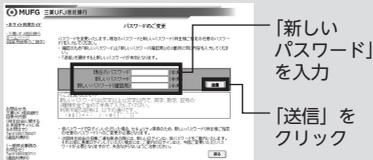
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

**0120-173-027** 受付時間/午前9時～午後9時  
通話料無料

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及による行動制限の緩和に伴う経済活動の進展や、各国の金融・財政政策の実施により、景気の回復がみられました。一方で、長期化する半導体をはじめとする部品供給不足や原油・原材料価格高騰などサプライチェーンの混乱に加え、ウクライナ情勢の悪化や、各国のインフレ高進と政策金利引き上げ、中国での「ゼロコロナ政策」の長期化が、さらに不確実性を招き、先行きは不透明な状況となりました。我が国経済においては、新型コロナウイルス感染者数が減少し、景気の持ち直しがみられたものの、新たな変異株による感染拡大や、長期化するサプライチェーンの混乱、円安の進行など、依然として不透明な状況となりました。

このような経営環境の下、当社グループは、2021年6月に開示した「東京計器ビジョン2030」における中期事業計画の基本方針である「事業領域の拡大」、「グローバル化の推進」、「既存事業の継続的強化」に取り組んでまいりました。

「事業領域の拡大」につきましては、防衛・通信機器事業において、当社のコア技術の一つであるマイクロ波応用技術により開発した、国産小型SAR衛星に搭載するマイクロ波増幅器の量産を進めました。

「グローバル化の推進」につきましては、防衛・通信機器事業において、沿岸監視用高分解能半導体レーダーSeaKuを海外向けとして欧州に初めて納入・設置しました。さらに、この納入に続き欧州向け河川監視用のリバーレーダーでも採用が決まるなど、海外への販売を推進しました。

「既存事業の継続的強化」につきましては、船舶港湾機器事業において、在来船市場での売上増・シェアアップのための戦略製品となる新型電子海図情報表示装置（ECDIS）の開発を進め、2022年度期初からの販売を開始しています。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績につきましては、船舶港湾機器事業、油空圧機器事業、流体機器事業、その他の事業が増収であったものの、防衛・通信機器事業において、防衛事業が当期まで案件の谷間であったことから大きく減少となり、全体として売上高は減収となり

ました。一方で、主要事業において原価率が改善したことを主因に、営業利益は前期比で大きく増加し、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益も大幅な増益となりました。

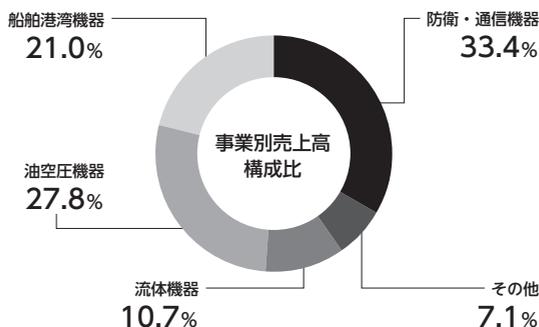
当連結会計年度の業績結果は以下のとおりです。

(単位：百万円)

|                     | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 増減額    | 増減率    |
|---------------------|----------|----------|--------|--------|
| 売上高                 | 42,081   | 41,510   | △572   | △1.4%  |
| 営業利益                | 1,250    | 1,635    | +385   | +30.8% |
| 経常利益                | 1,458    | 1,926    | +468   | +32.1% |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 945      | 1,493    | +549   | +58.1% |
| 売上高営業利益率            | 3.0%     | 3.9%     | +0.9pt | —      |

配当につきましては、2021年5月に開示しましたとおり、当期は、1株当たり25円の普通配当に125周年記念配当5円を加え、合計30円の年間配当を実施いたしたく存じます。

## 事業別受注高・売上高



| 事業セグメント | 受 注 高  |       |       | 売 上 高  |       |       |
|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|         | 金 額    | 構成比   | 前期比増減 | 金 額    | 構成比   | 前期比増減 |
|         | 百万円    | %     | %     | 百万円    | %     | %     |
| 船舶港湾機器  | 9,772  | 21.7  | 20.3  | 8,700  | 21.0  | 2.1   |
| 油空圧機器   | 12,126 | 26.9  | 15.9  | 11,526 | 27.8  | 11.4  |
| 流体機器    | 4,571  | 10.1  | 12.7  | 4,432  | 10.7  | 10.7  |
| 防衛・通信機器 | 15,088 | 33.5  | △9.0  | 13,884 | 33.4  | △14.7 |
| その他     | 3,520  | 7.8   | 3.6   | 2,966  | 7.1   | 1.5   |
| 調整額     | 1      | 0.0   | 73.8  | 1      | 0.0   | △0.2  |
| 合 計     | 45,077 | 100.0 | 5.8   | 41,510 | 100.0 | △1.4  |

各事業の概況は次のとおりであります。

### 〔船舶港湾機器事業〕

(単位：百万円)

|         | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 増減額  | 増減率    |
|---------|----------|----------|------|--------|
| 売 上 高   | 8,522    | 8,700    | +179 | +2.1%  |
| 営 業 利 益 | 246      | 388      | +141 | +57.4% |

### <売上高の状況>

国内商船市場及び東アジアを主とした海外市場で、新造船向け機器販売と保守サービスが堅調に推移した結果、売上高は前期比で増収となりました。

<営業利益の状況>

原価率の改善及び為替が円安に推移したことにより、営業利益は前期比で増益となりました。

<新製品の状況>

商船市場向けに、センサー部に定期交換の必要な可動部分が無い、光ファイバージャイロコンパスTF-900を市場投入しました。

**〔油空圧機器事業〕**

(単位：百万円)

|               | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 増減額    | 増減率    |
|---------------|----------|----------|--------|--------|
| 売上高           | 10,351   | 11,526   | +1,175 | +11.4% |
| 営業利益<br>(△損失) | △424     | △115     | +309   | —      |

<売上高の状況>

自動車関連設備需要が回復したプラスチック加工機械市場が好調に推移したほか、国内外、特に中国で需要が回復した工作機械市場、国内需要が回復基調の建設機械市場と海外市場が堅調に推移した結果、売上高は前期比で増収となりました。

<営業利益の状況>

原材料価格高騰の影響を受けましたが、生産増に伴い原価率が改善し、損失額が前期比で大幅に縮小しました。

<新製品の状況>

油圧装置向けに国産初となる高精度円ギア容積流量計 GMシリーズや、バルブ制御の調整が容易かつ再現性が高い特長を持つ比例弁コントローラVAシリーズを市場投入しました。

**〔流体機器事業〕**

(単位：百万円)

|      | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 増減額  | 増減率    |
|------|----------|----------|------|--------|
| 売上高  | 4,003    | 4,432    | +429 | +10.7% |
| 営業利益 | 647      | 915      | +267 | +41.3% |

#### <売上高の状況>

官需市場は、主力の超音波流量計の販売が好調に推移しました。消火設備市場は、立体駐車場向けに加え、「ガス系消火設備の容器弁の安全性に係る点検」に基づく部品販売及び交換工事も好調に推移した結果、売上高は前期比で増収となり、過去最高となりました。

#### <営業利益の状況>

売上高の増加により営業利益は前期比で増益となり、過去最高となりました。

#### <新製品の状況>

主に官需市場向けの戦略製品として、高精度かつメンテナンスが容易な高精度超音波流量計UFR-300のシリーズ品を拡大し、市場投入しました。

### [防衛・通信機器事業]

(単位：百万円)

|      | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 増減額    | 増減率    |
|------|----------|----------|--------|--------|
| 売上高  | 16,281   | 13,884   | △2,397 | △14.7% |
| 営業利益 | 537      | 312      | △225   | △41.9% |

#### <売上高の状況>

半導体製造装置向け機器の納入が増加するとともに、海上交通機器の海上保安庁向けVTSシステムの納入があったものの、防衛事業が案件の谷間で戦闘機用レーダー警戒装置や哨戒ヘリコプター用逆探装置の納入が減少した結果、売上高は前期比で減収となりました。

#### <営業利益の状況>

売上高の減少により、営業利益は前期比で減益となりました。

#### <新製品の状況>

海外向け戦略製品として、沿岸監視用高分解能半導体レーダーを欧州市場向けにシリーズ品を拡大し、市場投入しました。

### [その他の事業]

(単位：百万円)

|      | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 増減額 | 増減率    |
|------|----------|----------|-----|--------|
| 売上高  | 2,924    | 2,966    | +43 | +1.5%  |
| 営業利益 | 330      | 250      | △81 | △24.4% |

#### <売上高の状況>

鉄道機器事業で主力の超音波レール探傷車の納入が減少したものの、検査機器事業の更新需要が当期に回復基調となった結果、売上高は前期比で増収となりました。

#### <営業利益の状況>

鉄道機器事業の機器納入の減少による原価率の悪化により、営業利益は前期比で減益となりました。

#### <新製品の状況>

鉄道保線市場向けに従来機より小型軽量化した分岐器検査装置SPG-7を、検査機器市場向けにフィルム素材の傷などを判別する能力を向上させた素材検査装置M-CAP V2を市場投入しました。

### 2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、老朽化設備の更新のほか、矢板工場の増産設備や建設改修工事への投資をしたものの、予算執行の次年度以降への繰り延べ等もあり、815百万円と前期に比較して28.8%の減少となりました。所要資金は自己資金を充当しました。

### 3. 対処すべき課題

当社グループは2021年6月10日に、10年先となる2030年を見据えた長期ビジョン「東京計器ビジョン2030」を開示しました。「東京計器ビジョン2030」では、当社が創業から125周年という節目にあたりこれからの150年、200年に向かって持続的な成長を続けるため、当社グループが2030年にありたい姿をまとめました。

これまで当社は国内のお客様の困りごとに寄り添い、ご期待に沿えるよう励んでまいりました。

その結果、国内市場でいくつものニッチトップ事業を産み出すことができましたが、さらなる成長のためには、もっと大きな視点での事業展開が必要であるとの認識に至りました。

今後は、これまで積み重ねた独創技術の有効活用によるイノベーションによって、SDGs（持続可能な開発目標）を切り口とした「グローバルニッチトップ事業」を創出して、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るステージへと転換してまいります。

今後注力するグローバルを対象市場とする開発では、仕様の違い、適用規格の違い、スピードアップを図るための自前主義に拘らない生産・販売・技

術の補完を目的としたM&A等で、多額の投資が必要となることを予想しております。これまで強化してきた財務基盤による資金を有効活用しながら、先行して育ちつつある幾つかの成長ドライバーを早期に立ち上げていきます。

そして、収益源として育った成長ドライバーと既存事業の拡大から得られた利益を、再投資に回す成長サイクルを構築しながら、新たな成長ドライバーの発掘・育成によって事業規模を拡大していきます。

このようなことから10年先の目指す経営指標として、連結売上高 1,000億円以上、連結営業利益率10%以上、自己資本利益率（ROE）10%以上の目標を設定しました。

2021年度（2022年3月期）からの3ヶ年中期事業計画の基本方針は、以下の3つの基本方針に基づく成長戦略により、市場のリーダーとして、SDGsにある社会課題の解決に向けて、独自の高付加価値製品を創造し続け、それにより、「安全」と「環境」へ貢献し、収益を伸ばし、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現することで、ステークホルダーの要請と期待に応えていくことです。

加えて、本3ヶ年は2030年の目標を実現すべく、成長ドライバーの発掘、絞込、育成の準備期間としています。

#### ① 事業領域の拡大

当社グループは、これまで培ってきた有形・無形の様々な経験と強みを生かしながら、社会課題の解決に貢献する特定市場向けの新製品、新事業を創出しトップに育てる“ニッチトップ戦略”を以って、事業領域の持続的な拡大に挑戦していきます。さらに、単独製品での事業展開だけでなく複数製品を束ねることで、市場において強靱で存在感ある事業として展開することを目指します。また、新商製品・新事業については、イノベーションが猛スピードで起き技術・製品が短命化している中、製品及びサービスの開発期間の短期化、競争環境の激化、研究開発費の高騰などに対応するため、M&Aやオープン&クローズ戦略も活用していきます。

#### ② グローバル化の推進

持続的な成長が期待できる新興国をはじめとした海外市場を、さらに開拓して収益を増大させていきます。そのためには、価格競争力を高め、社会課題の解決の視点で市場特性に合い差別化した製品を開発・投入するとともに、販売とサービスのネットワークをさらに拡充・強化していきます。

### ③ 既存事業の継続的強化

社会課題の解決を追求するとともに、顧客要望を満足させるイノベーションによる高付加価値化の実現と業務の高効率化を徹底することで、現有ニッチトップ事業の維持・拡大に注力するとともに、潤沢なキャッシュ・フローを実現することで、持続可能な成長のための基盤となる収益力を向上していきます。そのために、生産・営業・技術・サービス・スタッフの徹底した高効率化を目的とする全社改善活動を、積極的に展開することに加え、IoTを活用したスマートものづくりによる生産効率の改善、多能工化等の付加価値を高める人材育成に取り組んでいきます。

なお、2023年3月期通期業績予想につきましては、新型コロナウイルス感染症再拡大の懸念が残る中で、ウクライナ情勢の悪化、サプライチェーンの混乱やエネルギー価格高騰、インフレ高進、円安の進行、中国での「ゼロコロナ政策」の長期化など不確実性が継続しています。

これらを認識したうえで、足元で生じている部材入手難や原材料価格の高騰等が業績に与える影響については、現時点で想定されるものを一定程度織り込んで予想しております。

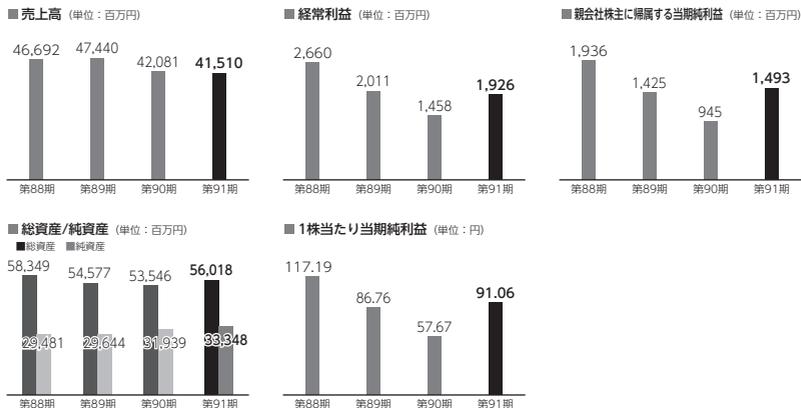
引き続き部品の早期調達や価格転嫁等、必要な対策を講じることで、業績への影響を最小限に留めるべく対応してまいります。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係遮断を目的として毅然とした態度で対応していきます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

##### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移



| 区 分                       | 2018年度<br>(第88期) | 2019年度<br>(第89期) | 2020年度<br>(第90期) | 2021年度<br>(第91期) |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 46,692           | 47,440           | 42,081           | 41,510           |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 2,660            | 2,011            | 1,458            | 1,926            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 1,936            | 1,425            | 945              | 1,493            |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 117.19           | 86.76            | 57.67            | 91.06            |
| 純 資 産 (百万円)               | 29,481           | 29,644           | 31,939           | 33,348           |
| 総 資 産 (百万円)               | 58,349           | 54,577           | 53,546           | 56,018           |

注 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

| 区 分                     | 2018年度<br>(第88期) | 2019年度<br>(第89期) | 2020年度<br>(第90期) | 2021年度<br>(第91期) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高 (百万円)             | 41,593           | 42,476           | 37,553           | 36,991           |
| 経 常 利 益 (百万円)           | 2,072            | 1,576            | 1,173            | 1,690            |
| 当 期 純 利 益 (百万円)         | 1,647            | 1,227            | 881              | 1,300            |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 99.68            | 74.73            | 53.79            | 79.27            |
| 純 資 産 (百万円)             | 24,009           | 24,436           | 25,422           | 26,526           |
| 総 資 産 (百万円)             | 51,410           | 47,262           | 47,173           | 48,958           |

注 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## II 企業集団及び会社の概況（2022年3月31日現在）

### 1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社9社及び関連会社2社で構成され、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器及び防衛・通信機器の製造、販売及び修理を行う各事業並びにその他の事業（検査機器、鉄道機器の製造・販売及び修理等）を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流、その他サービス等の事業活動を展開しております。

| 事業セグメント   | 主 要 製 品                             |
|-----------|-------------------------------------|
| 船舶港湾機器    | ジャイロコンパス、オートパイロット、マリンレーダー           |
| 油 空 圧 機 器 | ポンプ、制御弁、油圧ユニット                      |
| 流 体 機 器   | 流量計、レベル計、接岸速度計、防災機器                 |
| 防衛・通信機器   | レーダー警戒装置、加速度計、ヘリコプター中継システム、港湾監視システム |
| そ の 他     | 検査機器、鉄道機器                           |

### 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,076,439株
- (3) 株主数 9,572名
- (4) 大株主の状況

| 株 主 名                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------|---------|---------|
| 東 京 計 器 協 力 会             | 1,188千株 | 7.24%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社        | 1,165   | 7.10    |
| 東 京 計 器 取 引 先 持 株 会       | 720     | 4.39    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 653     | 3.98    |
| 東 京 計 器 従 業 員 持 株 会       | 483     | 2.94    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 376     | 2.29    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行           | 373     | 2.27    |
| 株式会社KODENホールディングス         | 360     | 2.19    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 339     | 2.06    |
| 山 内 正 義                   | 315     | 1.92    |

- 注 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式には、信託業務に係る株式が含まれております。
2. 当社は、自己株式673,381株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 役員に交付した株式数  
 監査等委員でない取締役 3名 9,237株

3. 企業集団及び当社の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

| 従業員数   | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 1,696名 | 24名増   |

注 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）を記載しております。

(2) 当社の従業員数

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,304名 | 4名増    | 43才8月 | 17年2月  |

注 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）を記載しております。

#### 4. 重要な親会社及び子会社の状況

##### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

##### (2) 重要な子会社の状況

| 会社名                                        | 資本金       | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容                                     |
|--------------------------------------------|-----------|-------------|---------------------------------------------|
| 東京計器アビエーション(株)                             | 20百万円     | 100.0%      | 航空機及び艦艇に関連する機器及び部品の修理並びに販売、電磁波シールドルームの設計・販売 |
| 東京計器パワーシステム(株)                             | 70        | 100.0       | 油圧応用装置の製造及び販売                               |
| 東京計器テクノポート(株)                              | 80        | 100.0       | 建物保守管理業、製品梱包業、保険代理業                         |
| 東京計器インフォメーションシステム(株)                       | 50        | 100.0       | 電子計算機による受託計算、ソフトウェア開発、ファクタリング業              |
| 東京計器レールテクノ(株)                              | 60        | 70.0        | 鉄道用測定機器の製造及び販売、鉄道軌道検測業務の請負                  |
| (株)モコス・ジャパン                                | 32        | 100.0       | 船用無線の通信料金の精算・設備の保守管理                        |
| TOKYO KEIKI U.S.A., INC.                   | 50千米ドル    | 100.0       | 船用・油圧機器及び部品等の販売                             |
| 東涇技器（上海）商貿有限公司                             | 350千米ドル   | 100.0       | 船用機器・部品の販売、販売斡旋及びアフターサービス                   |
| TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD. | 8,750千米ドル | 100.0       | 当社油圧機器の製造                                   |

注 1. TOKYO KEIKI U.S.A., INC.及び東涇技器（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

2. TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.の決算日は3月31日であります。

##### (3) その他

当社が技術提携を行っている主要な相手先はハネウェル・インターナショナル・インコーポレーテッド（米国）及びイートン・エアロスペース・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（米国）であります。

5. 主要な借入先の状況

| 借入先         | 借入金残高    |
|-------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 2,996百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,539    |
| 株式会社横浜銀行    | 2,160    |
| 株式会社みなと銀行   | 1,012    |
| 農林中央金庫      | 992      |

6. 企業集団の主要な営業所、事業所及び工場

(1) 当社

| 名称     | 所在地     | 名称    | 所在地    |
|--------|---------|-------|--------|
| 本社     | 東京都大田区  | 那須工場  | 栃木県那須郡 |
| 大阪営業所  | 大阪府大阪市  | 矢板工場  | 栃木県矢板市 |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 | 佐野工場  | 栃木県佐野市 |
| 北関東営業所 | 栃木県佐野市  | 田沼事業所 | 栃木県佐野市 |
| 神戸営業所  | 兵庫県神戸市  | 飯能事業所 | 埼玉県飯能市 |

(2) 子会社

| 会社名                                        | 本社所在地           |
|--------------------------------------------|-----------------|
| 東京計器アビエーション(株)                             | 埼玉県飯能市          |
| 東京計器パワーシステム(株)                             | 東京都大田区          |
| 東京計器テクノポート(株)                              | 東京都大田区          |
| 東京計器インフォメーションシステム(株)                       | 東京都大田区          |
| 東京計器ルールテクノ(株)                              | 東京都大田区          |
| (株)モコス・ジャパン                                | 神奈川県横浜市         |
| TOKYO KEIKI U.S.A., INC.                   | 米国カリフォルニア州      |
| 東涇技器(上海)商貿有限公司                             | 中華人民共和国上海市      |
| TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD. | ベトナム社会主義共和国ダナン市 |

## 7. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

| 氏名     | 地位及び担当                                    | 重要な兼職の状況 |
|--------|-------------------------------------------|----------|
| 安藤 毅   | 代表取締役 社長執行役員                              |          |
| 種具 良治  | 取締役 常務執行役員<br>営業・サービス担当<br>兼電子システムカンパニー長  |          |
| 上野山 素雄 | 取締役 執行役員<br>コーポレート・コミュニケーション担当<br>兼財務経理部長 |          |
| 鹿島 孝弘  | 取締役 (常勤監査等委員)                             |          |
| 柳川 南平  | 取締役 (監査等委員)                               |          |
| 中村 敬   | 取締役 (監査等委員)                               |          |

- 注 1. 監査等委員である取締役 柳川南平氏及び中村敬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査等委員である取締役 鹿島孝弘氏は、長年経理部門の実務に携わり、財務及び会計に関する十分な知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である取締役のうち鹿島孝弘氏を、常勤の監査等委員として選定しております。その理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めること及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定することが必要と判断しているためであります。
4. 当期中の取締役の異動
- (1) 取締役種具良治氏は、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって就任いたしました。
- (2) 取締役山田秀光氏は、任期満了により、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 2022年4月1日付で次の取締役の担当の変更がありました。

| 氏名    | 地位及び担当                  | 重要な兼職の状況 |
|-------|-------------------------|----------|
| 種具 良治 | 取締役 常務執行役員<br>営業・サービス担当 |          |

6. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員（執行役員を兼務している取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

| 氏名     | 地位及び担当                                            |
|--------|---------------------------------------------------|
| 山下 浩明  | 執行役員 情報担当 兼社長室長                                   |
| 鵜澤 正光  | 執行役員 検査機器システムカンパニー長                               |
| 小堀 文男  | 執行役員 人事総務部長                                       |
| 吉田 芳彦  | 執行役員 船用機器システムカンパニー長                               |
| 李 超海   | 執行役員 アジア地域事業推進担当 兼東涇法器（上海）商貿有限公司董事長兼總經理           |
| 鈴木 由起彦 | 執行役員 サステナビリティ推進担当 兼品質担当 兼生産担当 兼資材担当 兼サステナビリティ推進室長 |
| 楠 澄人   | 執行役員 計測機器システムカンパニー長                               |
| 松岡 一也  | 執行役員 技術担当 兼研究開発センタ所長                              |
| 宮地 謹也  | 執行役員 通信制御システムカンパニー長                               |
| 藤井 千秋  | 執行役員 法務・ガバナンス担当 兼法務・ガバナンス室長                       |
| 大井 章弘  | 執行役員 油圧制御システムカンパニー長                               |
| 小野 正己  | 執行役員 電子システムカンパニー長                                 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

監査等委員である取締役 鹿島孝弘氏、柳川南平氏及び中村敬氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 当連結会計年度に係る取締役の報酬等の額

##### ① 取締役の報酬等

| 役員区分        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別総額(百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|-------------|-----------------|----------------|-------------|------------|----------------|
|             |                 | 基本報酬           | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                |
| 監査等委員でない取締役 | 74              | 54             | 9           | 11         | 4名             |
| (うち社外取締役)   | (一)             | (一)            | (一)         | (一)        | (一)            |
| 監査等委員である取締役 | 27              | 27             | —           | —          | 3名             |
| (うち社外取締役)   | (10)            | (10)           | —           | —          | (2名)           |

- 注 1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）17百万円を支給しております。
2. 非金銭報酬等については、2020年6月26日開催の第89回定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当連結会計年度中に費用計上した額を記載しております。
3. 個人別の報酬等の内容は、社外監査等委員2名を含む指名・報酬委員会の諮問を経ており、取締役会にて、⑤の方針に沿うものと判断され決定されました。

##### ② 業績連動型報酬に関する事項

連結会計年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として親会社株主に帰属する当期純利益（1,493百万円）の1%か、10百万円のいずれか低い方を総額として、取締役報酬規則に定める業績連動報酬係数に基づき取締役各人への支給額として算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。本報酬は、営業利益が黒字であること、期初予想に対して減配又は無配になっていないこと、ROEが期初予想値から一定の率以上低下していないことなどが支給の条件となっています。

##### ③ 譲渡制限付株式報酬（株式報酬）の内容

取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式を報酬として交付しております。

譲渡制限付株式報酬は、株式の割当を受けるための金銭報酬債権を支給し、当該債権により取締役が株式の割当てを受けます。取締役は、退任等の後でなければ当該株式の譲渡が制限されます。株式割当のための金銭報酬債権については、各人の月額固定報酬額の年額換算額に、各取締役に応じた係数を乗じて各人の金銭報酬債権を設定し支給します。譲渡制限付株

式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定し、当該金額をもって、毎年、一定の時期に株式を割り当てます。当該譲渡制限付株式報酬の金額は、各人の月額固定報酬額の年額換算額に、各役員に応じた係数により算出された金額分の譲渡制限付株式となります。譲渡制限付株式の1株当たりの金額の算定は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）に基づき計算されます。

譲渡制限付株式報酬の交付状況は2.株式に関する事項に記載のとおりです。

#### ④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査等委員でない取締役の月額固定報酬額は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額1,600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。また、業績連動型報酬は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において、連結の親会社株主に帰属する当期純利益の1%又は1,000万円のいずれか低い額を上限として業務執行取締役に賞与として支給（社外取締役は付与対象外）する旨を決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）は5名です。また、譲渡制限付株式報酬は、2020年6月26日開催の第89回定時株主総会において、金銭報酬債権は3,000万円以内、当該報酬債権で割り当てる株式の上限は70,000株と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役は3名です。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の月額固定報酬額は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額400万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

#### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

##### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を2021年2月22日の取締役会において決議いたしました。

## イ. 決定方針の内容の概要

### a. 基本方針

当社の監査等委員でない取締役（以下、取締役という）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、月額固定報酬、業績連動型報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月額固定報酬のみを支給することとします。

### b. 月額固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を支給する時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役に対する基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。なお、月額固定報酬はその決定後、会社の経営状況その他を勘案して、これを減額することがあります。

### c. 業績連動型報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を支給する時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当該連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益を反映した現金報酬とし、その達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

### d. 譲渡制限付株式報酬（株式報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を支給する時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当該譲渡制限付株式報酬の金額は、各人の月額固定報酬額の年額換算額に、各役員に応じた係数により算出された金額分の譲渡制限付株式となります。譲渡制限付株式の1株当たりの金額の算定は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）に基づき計算されます。

### e. 月額固定報酬の額、業績連動型報酬の額又は譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、月額固定報酬を基に、取締役報酬規則に定める計算式によりその他の報酬を計算して決定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、月額固定報酬：業績連動型報酬：譲渡制限付株式報酬 = 65～80%：5～15%：10～25%とする（業績連動型報酬の支給条件を満たした場合）。

### f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役報酬規則に基づき取締役社長が原案を作成し、指名・報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する。

- ウ. 当連結会計年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 監査等委員である取締役 柳川南平

- ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

- イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち16回、監査等委員会23回のうち23回に出席。

指名・報酬委員会 委員

- ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
取締役会及び監査等委員会において、社外取締役としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

また、指名・報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べることで、取締役の候補者指名及び報酬についての諮問機関である指名・報酬委員会の委員としての役割を果たしました。

② 監査等委員である取締役 中村敬

- ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

- イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会16回のうち16回、監査等委員会23回のうち23回に出席。

指名・報酬委員会 委員

- ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
取締役会及び監査等委員会において、社外取締役としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

また、指名・報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べることで、取締役の候補者指名及び報酬についての諮問機関である指名・報酬委員会の委員としての役割を果たしました。

## 8. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社が支払うべき報酬等の額

39百万円

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

注 2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の前事業年度の職務遂行状況及び監査時間の実績について分析・評価を行い、当事業年度の監査計画、監査時間及び報酬見積りなどが適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し同意いたしました。

注 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員の全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、法令違反により懲戒処分や監督官庁から監査業務停止処分を受ける場合など、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、もしくは会計監査人の監査品質、独立性等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に実施されることに疑義が生じた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

- 備考 1. 本事業報告中の記載数値は、表示してある数値未満の端数を四捨五入しております。
2. 消費税等は税抜方式によっております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部          |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>43,102</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>19,031</b> |
| 現金及び預金          | 12,244        | 支払手形及び買掛金        | 6,565         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 11,976        | 短期借入金            | 8,102         |
| 電子記録債権          | 3,353         | 未払金              | 417           |
| 商品及び製品          | 1,866         | 未払法人税等           | 440           |
| 仕掛品             | 6,958         | 賞与引当金            | 1,159         |
| 原材料及び貯蔵品        | 6,155         | 株主優待引当金          | 81            |
| 未収入金            | 245           | その他              | 2,266         |
| その他             | 307           | <b>固 定 負 債</b>   | <b>3,640</b>  |
| 貸倒引当金           | △1            | 長期借入金            | 2,136         |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>12,916</b> | 役員退職慰労引当金        | 70            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,617</b>  | 資産除去債務           | 788           |
| 建物及び構築物         | 2,598         | 退職給付に係る負債        | 563           |
| 機械装置及び運搬具       | 1,372         | その他              | 82            |
| 工具器具及び備品        | 638           | <b>負 債 合 計</b>   | <b>22,671</b> |
| 土地              | 1,873         |                  |               |
| 建設仮勘定           | 135           |                  |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>94</b>     | <b>純 資 産 の 部</b> |               |
| ソフトウェア          | 38            | 株 主 資 本          | 30,708        |
| ソフトウェア仮勘定       | 45            | 資 本 金            | 7,218         |
| その他             | 11            | 資 本 剰 余 金        | 14            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,206</b>  | 利 益 剰 余 金        | 24,152        |
| 投資有価証券          | 3,956         | 自 己 株 式          | △675          |
| 繰延税金資産          | 157           | その他の包括利益累計額      | 2,180         |
| 差入保証金           | 515           | その他有価証券評価差額金     | 1,246         |
| 退職給付に係る資産       | 1,496         | 為替換算調整勘定         | 37            |
| その他             | 123           | 退職給付に係る調整累計額     | 897           |
| 貸倒引当金           | △42           | 非支配株主持分          | 460           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>56,018</b> | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>33,348</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>56,018</b> |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位 百万円)

| 科 目                    | 金   | 額             |
|------------------------|-----|---------------|
| 売上高                    |     | 41,510        |
| 売上原価                   |     | 30,527        |
| <b>売上総利益</b>           |     | <b>10,983</b> |
| 販売費及び一般管理費             |     | 9,348         |
| <b>営業利益</b>            |     | <b>1,635</b>  |
| 営業外収益                  |     |               |
| 受取利息                   | 4   |               |
| 受取配当金                  | 107 |               |
| 団体生命保険受取配当金            | 34  |               |
| 設備賃貸料                  | 10  |               |
| 持分法による投資利益             | 84  |               |
| 補助金収入                  | 43  |               |
| 為替差益                   | 11  |               |
| その他                    | 69  | 362           |
| 営業外費用                  |     |               |
| 支払利息                   | 54  |               |
| 設備賃貸費用                 | 14  |               |
| その他                    | 3   | 71            |
| <b>経常利益</b>            |     | <b>1,926</b>  |
| 特別利益                   |     |               |
| 投資有価証券売却益              | 141 | 141           |
| 特別損失                   |     |               |
| 固定資産売却及び除却損            | 87  | 87            |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |     | <b>1,980</b>  |
| 法人税等                   |     |               |
| 法人税、住民税及び事業税           | 486 |               |
| 法人税等調整額                | 18  | 504           |
| <b>当期純利益</b>           |     | <b>1,476</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失        |     | 17            |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |     | <b>1,493</b>  |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位 百万円)

|                     | 株主資本  |       |        |      |        |
|---------------------|-------|-------|--------|------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 7,218 | 14    | 23,076 | △688 | 29,619 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | -     | -     | △7     | -    | △7     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 7,218 | 14    | 23,069 | △688 | 29,612 |
| 当期変動額               |       |       |        |      |        |
| 剰余金の配当              | -     | -     | △410   | -    | △410   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | -     | -     | 1,493  | -    | 1,493  |
| 自己株式の取得             | -     | -     | -      | △0   | △0     |
| 自己株式の処分             | -     | -     | △1     | 14   | 13     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -     | -     | -      | -    | -      |
| 当期変動額合計             | -     | -     | 1,082  | 14   | 1,096  |
| 当期末残高               | 7,218 | 14    | 24,152 | △675 | 30,708 |

|                     | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|---------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |        |
| 当期首残高               | 1,031        | △52      | 856          | 1,835         | 485     | 31,939 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | -            | -        | -            | -             | -       | △7     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 1,031        | △52      | 856          | 1,835         | 485     | 31,932 |
| 当期変動額               |              |          |              |               |         |        |
| 剰余金の配当              | -            | -        | -            | -             | -       | △410   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | -            | -        | -            | -             | -       | 1,493  |
| 自己株式の取得             | -            | -        | -            | -             | -       | △0     |
| 自己株式の処分             | -            | -        | -            | -             | -       | 13     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 215          | 89       | 40           | 344           | △25     | 319    |
| 当期変動額合計             | 215          | 89       | 40           | 344           | △25     | 1,416  |
| 当期末残高               | 1,246        | 37       | 897          | 2,180         | 460     | 33,348 |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部            |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>37,179</b> | <b>流動負債</b>     | <b>19,420</b> |
| 現金及び預金          | 8,422         | 支払手形            | 916           |
| 受取手形            | 1,285         | 買掛金             | 6,224         |
| 電子記録債権          | 3,210         | 短期借入金           | 8,102         |
| 売掛金             | 9,655         | 未払金             | 419           |
| 商品及び製品          | 1,721         | 未払費用            | 1,767         |
| 仕掛品             | 6,387         | 未払法人税等          | 416           |
| 原材料及び貯蔵品        | 5,745         | 前受金             | 183           |
| 前渡金             | 91            | 預り金             | 288           |
| 前払費用            | 160           | 賞与引当金           | 1,021         |
| 短期貸付金           | 76            | 株主優待引当金         | 81            |
| 未収入金            | 340           | その他の            | 2             |
| その他の            | 88            | <b>固定負債</b>     | <b>3,012</b>  |
| 貸倒引当金           | △1            | 長期借入金           | 2,136         |
| <b>固定資産</b>     | <b>11,779</b> | 退職給付引当金         | 13            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,972</b>  | 資産除去債務          | 788           |
| 建物              | 2,220         | その他             | 75            |
| 構築物             | 134           | <b>負債合計</b>     | <b>22,432</b> |
| 機械及び装置          | 1,050         | <b>純資産の部</b>    |               |
| 車両運搬具           | 4             | <b>株主資本</b>     | <b>25,299</b> |
| 工具器具及び備品        | 559           | 資本金             | 7,218         |
| 土地              | 1,871         | 利益剰余金           | 18,755        |
| 建設仮勘定           | 134           | 利益準備金           | 578           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>91</b>     | その他利益剰余金        | 18,177        |
| ソフトウェア          | 28            | 繰越利益剰余金         | 18,177        |
| ソフトウェア仮勘定       | 52            | <b>自己株式</b>     | <b>△675</b>   |
| その他             | 11            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>1,228</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,716</b>  | その他有価証券評価差額金    | 1,228         |
| 投資有価証券          | 2,953         |                 |               |
| 関係会社株式          | 608           |                 |               |
| 関係会社出資金         | 882           |                 |               |
| 長期貸付金           | 190           |                 |               |
| 長期前払費用          | 47            |                 |               |
| 前払年金費用          | 219           |                 |               |
| 差入保証金           | 500           |                 |               |
| 繰延税金資産          | 315           |                 |               |
| その他             | 29            |                 |               |
| 貸倒引当金           | △26           | <b>純資産合計</b>    | <b>26,526</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>48,958</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>48,958</b> |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日) (単位 百万円)

| 科 目             | 金 額          |
|-----------------|--------------|
| 売上高             | 36,991       |
| 売上原価            | 27,699       |
| <b>売上総利益</b>    | <b>9,293</b> |
| 販売費及び一般管理費      | 8,146        |
| <b>営業利益</b>     | <b>1,146</b> |
| 営業外収益           |              |
| 受取利息            | 7            |
| 受取配当金           | 201          |
| 設備賃貸料           | 330          |
| 為替差益            | 9            |
| その他             | 183          |
|                 | 730          |
| 営業外費用           |              |
| 支払利息            | 54           |
| 設備賃貸費用          | 130          |
| その他             | 2            |
| <b>経常利益</b>     | <b>1,690</b> |
| 特別利益            |              |
| 投資有価証券売却益       | 141          |
| 特別損失            |              |
| 固定資産売却及び除却損     | 87           |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>1,744</b> |
| 法人税等            |              |
| 法人税、住民税及び事業税    | 394          |
| 法人税等調整額         | 51           |
| <b>当期純利益</b>    | <b>1,300</b> |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位 百万円)

|                      | 株主資本  |       |                     |         |      |        |
|----------------------|-------|-------|---------------------|---------|------|--------|
|                      | 資本金   | 利益剰余金 |                     |         | 自己株式 | 株主資本合計 |
|                      |       | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |      |        |
| 当期首残高                | 7,218 | 537   | 17,336              | 17,873  | △688 | 24,403 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     | -     | -     | △7                  | △7      | -    | △7     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 7,218 | 537   | 17,329              | 17,866  | △688 | 24,396 |
| 当期変動額                |       |       |                     |         |      |        |
| 利益準備金の積立             | -     | 41    | △41                 | -       | -    | -      |
| 剰余金の配当               | -     | -     | △410                | △410    | -    | △410   |
| 当期純利益                | -     | -     | 1,300               | 1,300   | -    | 1,300  |
| 自己株式の取得              | -     | -     | -                   | -       | △0   | △0     |
| 自己株式の処分              | -     | -     | △1                  | △1      | 14   | 13     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | -     | -     | -                   | -       | -    | -      |
| 当期変動額合計              | -     | 41    | 848                 | 889     | 14   | 903    |
| 当期末残高                | 7,218 | 578   | 18,177              | 18,755  | △675 | 25,299 |

|                      | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|----------------------|------------------|----------------|--------|
|                      | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額<br>等合計 |        |
| 当期首残高                | 1,020            | 1,020          | 25,422 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     | -                | -              | △7     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 1,020            | 1,020          | 25,415 |
| 当期変動額                |                  |                |        |
| 利益準備金の積立             | -                | -              | -      |
| 剰余金の配当               | -                | -              | △410   |
| 当期純利益                | -                | -              | 1,300  |
| 自己株式の取得              | -                | -              | △0     |
| 自己株式の処分              | -                | -              | 13     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 208              | 208            | 208    |
| 当期変動額合計              | 208              | 208            | 1,111  |
| 当期末残高                | 1,228            | 1,228          | 26,526 |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東京計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 勝啓

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京計器株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東京計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 日下靖規

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 柴田勝啓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京計器株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法務・ガバナンス室及び内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

東京計器株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鹿島 孝弘 ㊟

監査等委員 柳川 南平 ㊟

監査等委員 中村 敬 ㊟

(注) 監査等委員柳川南平及び中村敬は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 第91期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、「東京計器ビジョン2030」の実現による企業価値向上に向け、成長投資を最優先としつつ、財務基盤とのバランスを考慮しながら、最適資本構成を意識した最適な株主還元施策を実施する」という基本方針に基づき、以下のとおり実施いたしたく存じます。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円 総額492,091,740円  
(創業125周年記念配当金5円含む)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                            | 修 正 事 項                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第15条 (電子提供措置等)</u><br/>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。<br/>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                         | 修 正 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="150 182 496 208">第16条～第51条 (条文省略)</p> <p data-bbox="325 258 376 284">付則</p> <p data-bbox="150 334 351 359">第1条 (条文省略)</p> <p data-bbox="165 409 232 435">(新設)</p> | <p data-bbox="574 182 944 208">第16条～第51条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="750 258 800 284">付則</p> <p data-bbox="574 334 800 359">第1条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="574 409 981 473">第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p data-bbox="574 485 981 730">1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="574 742 981 957">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="574 969 981 1108">3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社の監査等委員でない取締役全員（3名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会の監査等委員でない取締役選任についての意見の概要は以下のとおりであります。

「監査等委員会において「指名・報酬委員会」に出席した監査等委員である社外取締役の意見も踏まえ、会社が定める選任方針及び各候補者に関する見識、業務執行状況等について検討を行った結果、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。」

監査等委員でない取締役の候補者は次のとおりであります。

<候補者一覧>

| 候補者番号 | 氏名                     | 地位              | 担当                                                       | 取締役<br>在任年数 | 取締役会/<br>出席回数      |
|-------|------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------|-------------|--------------------|
| 1 再任  | あん どう つよし<br>安 藤 毅     | 代表取締役<br>社長執行役員 |                                                          | 14年         | 100 %<br>(16回/16回) |
| 2 再任  | うえの やま もと お<br>上野山 素 雄 | 取締役<br>執行役員     | コーポレート・<br>コミュニケーション担当<br>兼財務経理部長                        | 3年          | 100 %<br>(16回/16回) |
| 3 新任  | すず き ゆ き ひこ<br>鈴木 由起彦  | 執行役員            | サステナビリティ推進担当<br>兼品質担当<br>兼生産担当<br>兼資材担当<br>兼サステナビリティ推進室長 | —           | —                  |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                       | <p>あん どう つよし<br/>安藤 毅<br/>(1956年6月2日生)</p> <p>再任</p>     | <p>1981年 5月 当社入社<br/>2002年 6月 (株)トキメック自動建機取締役社長<br/>2006年 7月 当社社長室担当部長<br/>2008年 4月 同CSR推進担当兼社長室長<br/>2008年 4月 同情報担当<br/>2008年 6月 同取締役執行役員就任<br/>2014年 6月 同カンパニー制推進担当委嘱<br/>2016年 6月 同営業・サービス担当委嘱<br/>2017年 6月 同常務取締役就任<br/>2018年 6月 同代表取締役就任 (現)<br/>2018年 6月 同取締役社長就任<br/>2021年 6月 同社長執行役員就任 (現)</p> | 38,604株    |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>安藤毅氏は、2008年から取締役としてカンパニー制推進担当、営業・サービス担当、CSR推進担当及び社長室長を担当する等、豊富な業務経験と幅広い見識を有し、2018年6月からは取締役社長として、コーポレートガバナンスの強化やさらなる業務効率の改善に努めております。持続的成長による当社企業価値向上のために、経営の執行と監督に相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |
| 2                                                                                                                                                                                                                                       | <p>うえの やま もと お<br/>上野山 素雄<br/>(1967年2月3日生)</p> <p>再任</p> | <p>1989年 4月 (株)太陽神戸銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行<br/>2013年 4月 (株)三井住友銀行経営企画部 部付部長<br/>2014年 4月 同柏法人営業部長<br/>2016年 4月 同神田法人営業第二部長<br/>2019年 4月 当社財務経理部財務部長<br/>2019年 6月 同執行役員就任 (現)<br/>2019年 6月 同取締役就任 (現)<br/>2019年 6月 同資材担当委嘱<br/>2019年 6月 同財務経理部長委嘱 (現)<br/>2020年 6月 同コーポレート・コミュニケーション 担当委嘱 (現)</p>            | 6,527株     |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>上野山素雄氏は、財務経理部の部門長として、取締役会でも積極的な発言で経営に対する監督を適切に行っております。また、コーポレート・コミュニケーション担当として当社の広報・IR部門の充実に尽力しております。持続的な企業価値向上の実現のために相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                            |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                  | すず き ゆ き ひこ<br>鈴木 由起彦<br>(1958年11月26日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> | 1981年 4月 当社入社<br>2005年 4月 同社長室 担当部長<br>2009年 7月 同CSR推進室長<br>2011年 7月 同法務室長<br>2013年 4月 同技術生産サービス室長<br>2019年 4月 同執行役員 (現)<br>品質担当兼生産担当 (現)<br>品質統括室長<br>2020年 4月 同資材担当(現)<br>2021年 7月 同サステナビリティ推進担当<br>兼サステナビリティ推進室長 (現) | 1,902株         |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>鈴木由起彦氏は、技術、生産、スタッフ等多様な職種を経験しており高い見識を有していることから、生産、品質、資材、サステナビリティの担当を委嘱されております。現職では蓄積した経験、幅広い視野、確かな実行力により当社の持続的成長の源となるサステナビリティ推進室の指揮を執っております。持続的な成長による企業価値向上の実現のために相応しい人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                         |                |

- 注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社グループ役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、7月に契約を更新する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。
- 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

**第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件**

当社の監査等委員である取締役のうち柳川南平氏及び中村敬氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 柳川南平<br>(1956年3月21日生)<br>再任 | 1978年4月 同和火災海上保険(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株)) 入社<br>2002年4月 同火災新種保険部長<br>2007年4月 同執行役員火災新種保険部長<br>2011年6月 同常務執行役員商品本部長<br>2013年4月 同取締役専務執行役員就任<br>2015年4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)取締役専務執行役員就任<br>2018年6月 当社監査等委員である取締役就任 (現) | 0株             |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>                     柳川南平氏は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)において取締役専務執行役員を、MS&amp;ADインシュアランスグループホールディングス(株)において取締役専務執行役員、グループCRO (チーフ・リスク・オフィサー) を務めてきております。長きにわたり金融機関において取締役及び執行役員として経営に携わってきており、同氏からは、当社のリスクマネジメントをはじめとする内部統制システムに対する的確な指導にとどまらず、監査等委員としての適切な経営監査及び社外取締役としての適切な経営の監督を期待しております。なお、同氏は現在当社の監査等委員である取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> |                             |                                                                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | なか むら たかし<br>中 村 敬<br>(1956年6月15日生)<br>再任 | 1980年 4 月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ<br>銀行) 入行<br>2002年 3 月 同システム部システム企画<br>室主任調査役<br>2005年 6 月 東京三菱インフォメーショ<br>ンテクノロジー(株) (現三菱<br>UFJインフォメーションテ<br>クノロジー(株)) 取締役社長<br>就任<br>2006年 1 月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)<br>三菱UFJ銀行) システム部<br>システム人事室長<br>2009年 7 月 同システム部副部長 (特命<br>担当)<br>2014年 6 月 エム・ユー・ビジネス・エ<br>ンジニアリング(株)取締役社<br>長就任<br>2018年 6 月 当社監査等委員である取締<br>役就任 (現) | 0株             |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/>           中村敬氏は、(株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 退職後、三菱UFJインフォメーションテクノロジー(株)取締役社長、エム・ユー・ビジネス・エンジニアリング(株)取締役社長を務めてきております。金融機関においてシステム部門を含む多くの部門に携わった経験があり、また当社と異業種の企業経営経験も豊富であることから、同氏からは、当社の内部統制システムに対する的確な指導にとどまらず、監査等委員としての適切な経営監査及び社外取締役としての適切な経営の監督を期待しております。なお、同氏は現在当社の監査等委員である取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p> |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

- 注 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柳川南平氏及び中村敬氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員候補者であります。
3. 当社は、柳川南平氏及び中村敬氏との間で責任限定契約を締結しております。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、当社グループ役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、7月に契約を更新する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。  
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

【ご参考】第3号議案、第4号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

本スキル・マトリックスは、当社全取締役が当社グループの「上場会社経営に求められるもの」と「事業内容から求められるもの」の両面から必要と思われる各分野の知見や専門性（スキル）の現在の有無をまとめたものです。スキル有無の判断は、取締役や執行役員での当該分野の委嘱の実績のほか、過去の実務経験の内容を考慮して判定しています。

スキル・マトリックス

| 氏名<br>(地位)             | 指名・報酬委員 | ①企業経営 | ②マーケティング・営業 | ③財務・ファイナンス | ④IT・デジタル | ⑤人材・労務・人材開発 | ⑥法務・リスクマネジメント | ⑦グローバル経験 | ⑧生産システム | ⑨品質管理 | ⑩研究開発・技術開発 | ⑪ESG・サステナビリティ | ⑫コンプライアンス・ガバナンス | ⑬M&A |
|------------------------|---------|-------|-------------|------------|----------|-------------|---------------|----------|---------|-------|------------|---------------|-----------------|------|
| 安藤 毅<br>(代表取締役 社長執行役員) | ●       | ●     | ●           |            | ●        |             | ●             | ●        |         |       | ●          |               | ●               | ●    |
| 上野山 素雄<br>(取締役 執行役員)   |         | ●     | ●           | ●          |          | ●           |               |          |         |       |            |               | ●               | ●    |
| 鈴木 由起彦<br>(取締役 執行役員)   |         |       |             |            | ●        |             | ●             |          | ●       | ●     | ●          | ●             |                 |      |
| 鹿島 孝弘<br>(取締役 常勤監査等委員) |         | ●     |             | ●          | ●        |             |               |          |         |       |            |               | ●               |      |
| 柳川 南平<br>(社外取締役 監査等委員) | ●       | ●     | ●           | ●          |          |             | ●             | ●        |         |       |            |               | ●               |      |
| 中村 敬<br>(社外取締役 監査等委員)  | ●       | ●     |             | ●          | ●        | ●           |               |          |         |       |            |               | ●               |      |

※関連する国家資格を取得している取締役：上野山取締役（中小企業診断士、社会保険労務士）

## 第5号議案 大規模買付ルール（買収防衛策）の継続の件

当社株式の大規模買付ルール（以下、本ルールといいます。）につきましては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、第76回定時株主総会（2007年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第79回定時株主総会（2010年6月29日）、第82回定時株主総会（2013年6月27日）、第85回定時株主総会（2016年6月29日）及び第88回定時株主総会（2019年6月27日）において、その継続のご承認をいただきましたが、本株主総会終結の時をもって有効期間が満了となります。本ルールの継続について検討してまいりました結果、引き続き上記目的のため、同内容の本ルールについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本ルールの継続につきましては、当社監査等委員会及び特別委員の全員から同意を得ております。

### 記

#### I 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

当社グループは、「事業領域の拡大」、「グローバル化の推進」及び「既存事業の継続的強化」を中期経営方針として掲げております。この基本方針の下、2013年4月1日から導入しましたカンパニー制により、当社の保有する多種多様な技術・技能を練磨・駆使し、時代や社会が求める課題を解決することで新たな需要の創出を加速させてまいりました。さらに、2016年6月29日開催の定時株主総会におきましてご承認いただきました監査等委員会設置会社への移行により、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有することで取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、従来取締役に委嘱されてきた業務執行権限の相当な部分を執行役員に委嘱することで、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行ってまいりました。これにより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、適正なリスクテイクを支える環境整備、適正な情報開示と透明性確保等を追及する「攻めのガバナンス」の強化を推進してまいりました。

このような中、当社は昨年、創立125周年という節目を迎え、今後は「成長」に大きく舵を切り、SDGsを切り口とした「グローバルニッチトップ事業」の創出により持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るステージへと転換していくこととしました。さらに、当社は東京証券取引所の市場区分再編において、2022年4月4日よりプライム市場へ移行しました。当然ながら、プライム市場の上場会社として相応しいガバナンス水準を維持し、企業価値の向上を常に追求する使命が課せられています。加えて、サステナブルな社会作りへの貢献や、デジタル社会の進展など、当社グループが解決すべき課題は

益々増加しています。そこで、125年に亘り受け継がれてきた当社グループのDNAを再確認し、これからの150年、200年に向かって持続的な成長を続けるため、「東京計器ビジョン2030」を策定し公表いたしました。

一方、当社グループを取り巻く経済状況は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、国内では各種政策の効果により景気は持ち直していくことが期待されるものの、海外ではウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で原油・原材料価格の上昇などが与える世界経済の動向と政策に関する不確実性等、予断を許さない状況が続いております。当社グループは、このような事業環境下において、熾烈なグローバル市場での競争に勝つために、グループ全体の経営資源を有効活用することにより必要な開発、生産、販売、サービスなどの環境を整備し、経営資源に不足があれば業務提携、M&Aなどで補強して競争優位の継続的な創出に邁進してまいります。

## II 本ルール必要性

当社グループは、持続的成長による企業価値向上を実現し、もって当社株主共同の利益を向上させるため、前述の「東京計器ビジョン2030」を着実に推進し、事業構造を柔軟で強固なものに変革していく所存です。当社取締役会は、これらの事業構造の変革を確実に実行していきませんが、これと共に、当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考え、向こう3年間は、会社の支配に関する基本方針に照らし、不適切な買収者による買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。他方、近年では株主構成比率は持ち合い株式比率の低下により非安定株主比率が増加の傾向にあり、今後も我が国の資本市場において買収行為が継続的に行われることが懸念され、この場合において、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、大規模な株式の買付けがなされ、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を損なうような買収行為の生じ得る可能性が十分考えられ、当社においてもその可能性が否定できないと考えます。

当社取締役会は、当社に対し買収提案が行われた場合に、買収行為が当社企業価値及び株主共同の利益向上に資するものかどうかを株主の皆様にも適正に判断していただくために必要かつ十分な情報と時間、当社取締役会と買収行為者との交渉又は買収行為に対する当社取締役会の意見、代替案を提示する機会の確保を確保化することにより、株主の皆様への判断の機会を保証するとともに、株主の皆様が誤信されることを防止するために必要な措置を講じること、並びに当社企業価値及び株主共同の利益を毀損するような買収行為を防止するために必要な措置を講じることが必要であると考えています。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルールを策定し、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することとしています。

なお、現在、当社が買収提案を受けている事実はございません。

## III 本ルールの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企

業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響及び株主の権利の尊重）を完全に充足しています。なお、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて本ルールに基づく対抗措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行わない旨を明記いたしました。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、上記Ⅱ。「本ルールの必要性」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切にご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本ルールは、第76回定時株主総会（2007年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第79回定時株主総会（2010年6月29日）、第82回定時株主総会（2013年6月27日）、第85回定時株主総会（2016年6月29日）及び第88回定時株主総会（2019年6月27日）において、その継続のご承認をいただいております。

そして、本ルールの有効期間の満了に伴い、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもってその継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいで本ルールを廃止することができます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合）に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、上記(3)のとおり、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役（監査等委員である取締

役を除く)任期は1年としており、期差任期制度を採用していないため、本ルールは、スローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

#### IV 承認の対象となる本ルールの内容

本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定いたしました本ルールの内容は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本ルールの導入とその目的—当社の企業価値又は株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、当社の企業価値又は株主の共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えておりません。

一方、現状では、何人でも、企業価値を低下させる買収であるか否かについて判断するための十分な開示を行わずに、会社経営に対して影響を持ち得る数の株式を取得することが可能であります。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルールを策定し、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

#### 2. 本ルールの内容

##### (1) 大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等(※1)を買い付ける者のうち、本ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ(以下、「大規模買付者グループ(※2)」といいます。)の議決権割合(※3)を20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、又は、②当該買付の結果、大規模買付者グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行おうとする者(以下①及び②の買付行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

- ※2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は(2)当社の株券等（この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- ※3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、※2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）を加算するものとします。）又は(2)大規模買付者グループが、※2(2)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## (2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本ルールに定められた手続を遵守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報（以下、これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、十分な必要情報が揃うまで追加的

に、情報の提供を要求します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、当社取締役会に必要情報が提供された場合及び提供情報の検討・分析を開始した場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様との判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含みます。

①大規模買付者グループの概要

②大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容

③買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

④大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

### (3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（ただし、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が分析検討期間を60営業日と定めているのは、当社の営む事業が前述のとおり多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、特に防衛事業は、取り扱う情報が防衛省との契約により「防衛秘密の保全」として厳重に管理されているものもあり、我が国の防衛政策に大きく関係する事業であることから、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

### (4) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる

場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

#### (5) 対抗措置発動の中止又は停止

下記3(1)又は3(2)において、大規模買付者に対して、株主意思確認総会又は当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の撤回・変更又は代替案の提示があった場合、又は対抗措置発動の事実関係に変動が生じた場合には、当社の企業価値又は当社株主全体の共同の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、かつ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は対抗措置の発動の中止又は停止を行うことがあります。

このような対抗措置発動の中止又は停止を行う場合は、速やかに情報開示を行います。

#### (6) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

#### (7) 本ルールの適用除外

当社取締役会は、上記(3)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合は、以後本ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等を含む会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段（ただし、対抗措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行いません。）を選択し対抗措置を発動することがあります。なお、本ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

#### (2) 大規模買付者が本ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が本ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断さ

れる場合)には、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

#### 4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か及び発動が適当であるとしても、最終的に株主意思を確認するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します(特別委員会の概要については添付資料のとおりです)。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を株主の皆様の開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2(3)に定める分析検討期間に含まれます。

#### 5. 株主の皆様・流通市場への影響

##### (1) 本ルール導入時

本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

##### (2) 対抗措置発動後

当社取締役会は、当社株主の皆様(当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収を行う者を除きます。)が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

## 6. 本ルール適用開始、有効期間、継続及び廃止等

本ルールは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとし、有効期間は2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本ルールは、本定時株主総会により継続が承認され発効した後であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には廃止することができるものとします。また、本ルールの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時改正ができるものとし、その場合は、取締役会において決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。このように、当社取締役会が本ルールについて変更を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本ルールに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本ルールを修正又は変更する場合があります。

## 1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上5名以下により構成されます。

- ①当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社又は当社の子会社の業務執行取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は支配人その他の使用人となつたことがない者
- ②企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

## 2. 委員の略歴

中 東 正 文（なかひがし まさふみ）

1965年9月生まれ

1989年3月 名古屋大学法学部卒業

1991年3月 名古屋大学大学院法学研究科修士課程修了

1991年4月 名古屋大学法学部助手

1993年4月 中京大学法学部専任講師

1996年4月 名古屋大学法学部助教

1999年4月 名古屋大学大学院法学研究科助教授

2002年4月 名古屋大学大学院国際開発研究科助教授

2005年4月 名古屋大学大学院法学研究科教授（現在）

2019年4月 名古屋大学副総長（現在）

高 山 崇 彦（たかやま たかひこ）

1966年7月生まれ

1989年3月 中央大学法学部法律学科卒業

1993年4月 最高裁判所司法研修所入所

1995年4月 大阪地方裁判所判事補

1997年4月 東京地方裁判所判事補、キヤノン株式会社出向

1998年4月 東京地方裁判所判事補

1999年7月 法務省民事局付検事

2006年4月 東京地方裁判所判事

2007年4月 第一東京弁護士会登録、TMI総合法律事務所にパートナーとして参画（現在）

泉本 小夜子（いづもと さよこ）

1953年7月生まれ

1976年3月 中央大学商学部卒業

1976年3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所

1979年3月 公認会計士登録

1995年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）にパートナーとして参画

2007年1月 金融庁 企業会計審議会委員

2015年1月 総務省 情報通信審議会委員（現在）

2016年7月 有限責任監査法人トーマツ退所

2016年8月 泉本公認会計士事務所開設（現在）

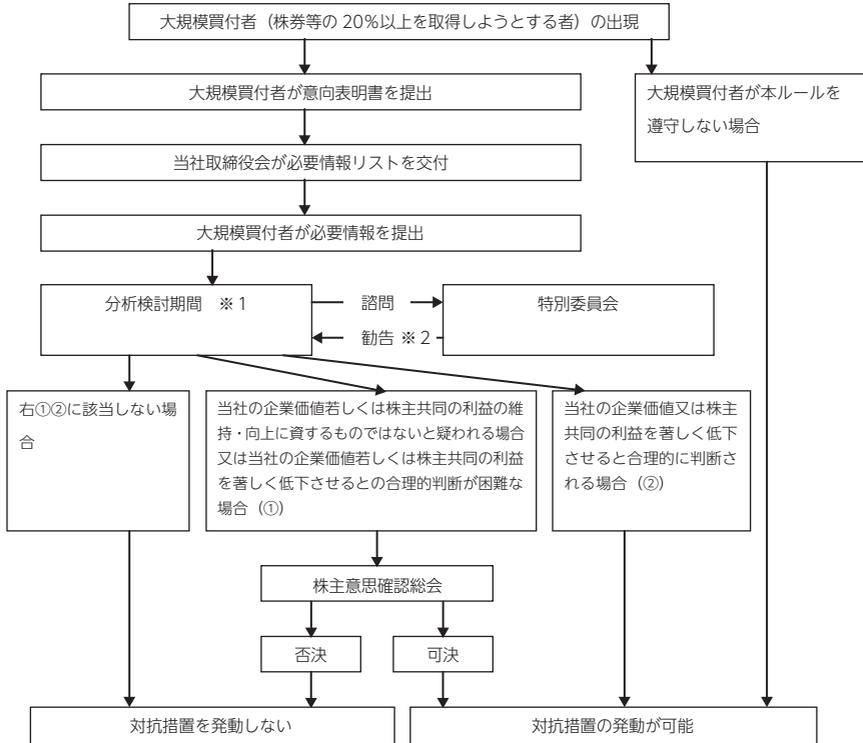
2017年4月 総務省 情報公開・個人情報保護審査会委員（現在）

2017年5月 フロイント産業株式会社 社外監査役（現在）

2017年6月 株式会社日立物流 社外取締役（現在）

【本ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで本ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。本ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※ 1 分析検討期間は原則として、60営業日以内としますが、当社取締役会には必要がある場合には、30営業日を上限として延長します。

※ 2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号  
当会社本店会議室  
電話 (03) 3732-2111

交通：JR蒲田駅、東急蒲田駅、東口より1.4km徒歩約20分（タクシーで約7分）。  
京急蒲田駅より徒歩約12分。  
JR蒲田駅より京急バスご利用の場合は、駅前バス乗り場③番で乗車し「南蒲田2丁目」で下車、または④⑤番で乗車し「日ノ出通り」で下車して下さい。

